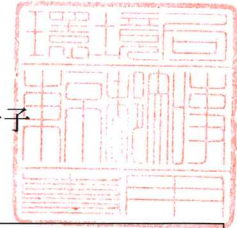


汚染土壌処理業許可証

住所 東京都あきる野市草花1141番地1
氏名又は名称 成友興業株式会社
代表取締役 細沼 順人

土壌汚染対策法第22条第1項の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事 小池 百合子



許可の年月日	令和3年3月31日
許可の有効期限	令和8年3月30日
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称	成友興業株式会社 城南島工場
汚染土壌処理施設の設置の場所	大田区城南島三丁目3番3号
汚染土壌処理施設の種類	浄化等処理施設（浄化（抽出－磁力選別）・不溶化） 分別等処理施設（異物除去・含水率調整）
汚染土壌処理施設の処理能力	浄化等処理施設（浄化（抽出－磁力選別）） 60m ³ /h、1,440 m ³ /日（24時間） 浄化等処理施設（不溶化） 60 m ³ /h、1,440 m ³ /日（24時間） 分別等処理施設（異物除去） 80 m ³ /h、1,920 m ³ /日（24時間） 分別等処理施設（含水率調整） 60 m ³ /h、1,440 m ³ /日（24時間）
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	・浄化等処理施設（不溶化）、分別等処理施設（異物除去・含水率調整） 六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物 （第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものに限る。） ・浄化等処理施設（浄化（抽出－磁力選別）） 六価クロム化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物 （第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものに限る。）
変更の内容	